

事業者向け 事業者支援協力金給付事業【第2弾】

渡嘉敷村「新しい生活様式」に対応した感染予防等協力金 受付要項

■趣旨

新型コロナウイルスの感染拡大防止と社会経済活動の両立を図るため、新しい生活様式に対応した感染予防等に取り組む事業者に対し、協力金を交付致します。

■対象要件

- ①令和2年4月1日時点で、渡嘉敷村内に事業所があり、営業の実態がある法人、個人事業者。
- ②新型コロナウイルスの感染拡大防止と社会経済活動の両立を図るため、「新しい生活様式」に対応した感染予防等に関するガイドライン（以下ガイドライン）を作成し、それを遵守し、感染拡大防止対策に取り組む事業者。
- ③村税の滞納がないこと。
- ④暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に規定する暴力団員等に該当しないこと。

■支給額

新型コロナウイルスの感染拡大防止と社会経済活動の両立を図るため、新しい生活様式に対応した感染予防等に取り組む事業者。

1事業者あたり一律30万円

■申請期間および申請方法

申請期間 : 令和2年11月19日から令和3年1月18日
協力金の支払期間 : 令和2年11月30日から令和3年1月29日
申請方法 : 郵送又は持参

・郵送の場合

すべての申請書類を下記の宛先に郵送して下さい。

〒901-3592 沖縄県島尻郡渡嘉敷村字渡嘉敷 183 番地
渡嘉敷村役場 観光産業課（事業者支援協力金 受付窓口）宛

・持参の場合

渡嘉敷村役場 観光産業課 Tel 987-2333
事業者支援協力金 受付窓口
受付時間 9:00~11:30、13:00~16:30（土・日、祝日は除く）

■提出書類

☆提出に必要な申請書等は、**村役場 観光産業課 窓口でお受け取り**になるか、**渡嘉敷村ホームページからダウンロード**して下さい。

- (1) 渡嘉敷村「新しい生活様式」に対応した感染予防等協力金給付申請書(兼請求書)
(様式第1号)
- (2) 誓約書
- (3) 営業の実態がわかる書類 ※2
(法令等が求める営業に必要な許可書、個人事業の開業届、法人登記簿等の写しなど)
- (4) 「新しい生活様式」に対応した感染予防等に関するガイドラインの写し
- (5) 事業の業種に応じたチェックシート ※1
- (6) 確定申告書（令和元年分）の写し ※2
- (7) 本人確認書類の写し（運転免許証、パスポートなど） ※2
- (8) 振込先口座の写し ※2
(通帳の表紙及び表紙うら面の写し※口座番号、氏名が確認できる箇所)

※1 チェックシートに基づき、申請者立ち会いのもと、事業所の直接確認（2回）を実施します。

※2 渡嘉敷村新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金の申請を行った事業者は、記載内容に変更等が無い場合に限り、上記(3),(6),(7),(8)の書類提出は不要とする。

※3 提出前に、必要書類の確認をお願い致します。

■通知、支給の決定等

本協力金の要件に合致することを申請書等により確認のうえ、支給します。審査の結果、本協力金を支給する旨の決定をしたときは、支給に関する通知（交付決定通知書）を、本協力金を支給しない旨の決定をしたときは、不支給に関する通知（不交付決定通知書）を送付します。

■その他

本協力金の支給決定後、申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、申請者は本協力金を返還して頂きます。